

# 土砂災害に備えよう！

6月1日～30日は土砂災害防止月間！

現在、地球温暖化に伴う気候変動により、温帯低気圧の強度の増大や、大雨の頻度が増加することによる土砂災害の増加、激甚化が懸念されています。国土交通省では、土砂災害の防止と被害の軽減を目的とし、昭和58年より6月を「土砂災害防止月間」と定めています。



ハザードマップを確認し、危険区域を把握しよう

利根町では、土砂災害ハザードマップを作成しています。町内において土砂災害が発生した際に、被害を受ける恐れのある範囲を示しております。土砂災害から身を守るために、どんな場所が危険であるかを知り、災害に備えましょう。各地区の詳細な土砂災害ハザードマップは、町公式ホームページから閲覧できますので、こちらもぜひご覧ください。



<https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000850.html>

※利根町役場 防災危機管理課でも、ハザードマップを配布しております。



土砂災害時の避難情報発令基準

	状況	住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
<b>災害切迫</b> <small>大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達</small>	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！	<b>緊急安全確保</b>	<b>5相当</b>
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
<b>危険</b> <small>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</small>	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	<b>避難指示</b>	<b>4相当</b>
<b>警戒</b> <small>2時間先までに警戒基準に到達すると予想</small>	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	<b>高齢者等避難</b>	<b>3相当</b>
<b>注意</b> <small>2時間先までに注意基準に到達すると予想</small>	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	<b>2相当</b>
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

- ・気象情報で、大雨警報（土砂災害）が発表されたら、町から警戒レベル3相当の高齢者等避難を発令します。
- ・気象情報で、土砂災害警戒情報が発表されたら、町から警戒レベル4相当の避難指示を発令します。

※災害時には、テレビやラジオ、インターネットや気象庁のキキクル等の情報を確認して避難をしてください。

利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードからインストールできますので、ぜひご活用ください！



▶問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線322）

## 結婚新生活支援

29歳以下の夫婦  
最大60万円

39歳以下の夫婦  
最大30万円



- ・住宅取得費用
- ・リフォーム費用
- ・住宅賃貸費用
- ・引っ越し費用

※所定の要件あります。お問い合わせください。

## 利根町結婚新生活支援事業（補助金）のご案内

利根町が新婚生活のスタートを応援します！

利根町では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地域における少子化対策の推進や移住定住の促進に資することを目的に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越しに係る費用を補助します。

【補助の対象となる世帯】

- ◆令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ◆夫婦の双方、または一方が利根町の住民基本台帳に記録されていること
- ◆夫婦のいずれも婚姻日において39歳以下であること
- ◆令和5年分の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ◆夫婦のいずれもが本町または、他の自治体から結婚新生活支援事業による補助金等の交付を受けていないこと
- ◆利根町新築マイホーム取得助成金を受けていないこと（住宅取得費用に係る補助金を受ける場合）
- ◆利根町空き家リフォーム工事助成金の交付を受けていないこと（住宅リフォーム費用に係る補助金を受ける場合）
- ◆夫婦のいずれもが町税を滞納していないこと
- ◆夫婦のいずれもが暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

【補助の金額】

- ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満29歳以下の夫婦・・・最大60万円
- ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満39歳以下の夫婦・・・最大30万円

【補助の対象になる経費】

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。

- 住宅取得費用
- 住宅のリフォーム費用
- 【対象外】 倉庫、門、フェンス、植栽等に係る経費、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る経費など
- 住宅賃貸費用
- 引っ越し費用

▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線333）